

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件新旧対照条文
 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
第1 食品 A 食品一般の成分規格 1～5 （略） 6 (1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度			第1 食品 A 食品一般の成分規格 1～5 （略） 6 (1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
エトキシキン	(略)	(略)	エトキシキン	(略)	(略)
エトフェンプロックス	米 (略) 茶 牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部 分 乳 鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.5ppm (略) 10ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 7ppm 7ppm 7ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.01ppm 0.01ppm	エトフェンプロックス	米 (略) 茶	0.5ppm (略) 10ppm

	鶏の脂肪	0.5ppm			
	その他の家きんの脂肪	0.5ppm			
	鶏の肝臓	0.02ppm			
	その他の家きんの肝臓	0.02ppm			
	鶏の腎臓	0.02ppm			
	その他の家きんの腎臓	0.02ppm			
	鶏の食用部分	0.02ppm			
	その他の家きんの食用部分	0.02ppm			
	鶏の卵	0.1ppm			
	その他の家きんの卵	0.1ppm			
	魚介類	0.8ppm			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
グリホサート	(略)	(略)	グリホサート	(略)	(略)
グルホシネート	米	0.3ppm	グルホシネート	米	0.50ppm
	小麦	0.2ppm		小麦	0.20ppm
	大麦	0.5ppm		大麦	5.0ppm
	とうもろこし	0.1ppm		とうもろこし	0.10ppm
	そば	0.3ppm			
	大豆	2 ppm		大豆	2.0ppm
	小豆類	2 ppm		小豆類	2.0ppm
	えんどう	3 ppm		えんどう	2.0ppm
	そら豆	2 ppm		そら豆	2.0ppm
	らつかせい	0.1ppm			
	その他の豆類	3 ppm		その他の豆類	3.0ppm
	ばれいしよ	0.2ppm		ばれいしよ	0.50ppm
	さといも類	0.2ppm		さといも類	0.10ppm
	かんしよ	0.1ppm		かんしよ	0.10ppm
	やまいも	0.2ppm		やまいも	0.10ppm
	こんにやくいも	0.2ppm		こんにやくいも	0.10ppm
	てんさい	0.9ppm		てんさい	0.90ppm
	だいこん類の根	0.3ppm		だいこん類の根	0.50ppm
	だいこん類の葉	0.3ppm		だいこん類の葉	0.50ppm
	かぶ類の根	0.1ppm		かぶ類の根	0.50ppm
	かぶ類の葉	0.1ppm		かぶ類の葉	0.50ppm
				西洋わさび	0.50ppm
	クレソン	0.3ppm		クレソン	0.50ppm
	はくさい	0.2ppm		はくさい	0.20ppm

キャベツ	0.2ppm
ブロッコリー	0.2ppm
その他のあぶらな科野菜	0.2ppm
ごぼう	0.2ppm
レタス	0.2ppm
その他のきく科野菜	0.5ppm
たまねぎ	0.2ppm
ねぎ	0.2ppm
にんにく	0.3ppm
にら	0.2ppm
アスパラガス	0.2ppm
にんじん	0.1ppm
パセリ	0.7ppm
セロリ	0.2ppm
その他のせり科野菜	0.3ppm
トマト	0.2ppm
ピーマン	0.2ppm
なす	0.2ppm
その他のなす科野菜	0.2ppm
きゅうり	0.2ppm
かぼちや	0.2ppm
しろうり	0.3ppm
すいか	0.1ppm
メロン類果実	0.3ppm
その他のうり科野菜	0.2ppm
ほうれんそう	0.1ppm
オクラ	0.1ppm
しょうが	0.3ppm
未成熟えんどう	0.2ppm
未成熟いんげん	0.05ppm

キャベツ	0.50ppm
芽キャベツ	0.50ppm
ケール	0.50ppm
チンゲンサイ	0.50ppm
カリフラワー	0.50ppm
ブロッコリー	0.50ppm
その他のあぶらな科野菜	0.50ppm
サルシフィー	0.50ppm
アーティチョーク	0.50ppm
チコリ	0.50ppm
エンダイブ	0.50ppm
レタス	0.50ppm
その他のきく科野菜	0.50ppm
たまねぎ	0.20ppm
ねぎ	0.20ppm
にんにく	0.50ppm
にら	0.50ppm
アスパラガス	0.20ppm
その他のゆり科野菜	0.50ppm
にんじん	0.20ppm
パースニップ	0.50ppm
パセリ	0.50ppm
セロリ	0.50ppm
その他のせり科野菜	0.50ppm
トマト	0.20ppm
ピーマン	0.20ppm
なす	0.20ppm
その他のなす科野菜	0.50ppm
きゅうり	0.20ppm
かぼちや	0.20ppm
すいか	0.30ppm
メロン類果実	0.30ppm
その他のうり科野菜	0.50ppm
ほうれんそう	0.50ppm
しょうが	0.50ppm
未成熟えんどう	0.50ppm
未成熟いんげん	0.05ppm

えだまめ	0.2ppm
<u>その他の野菜</u>	0.3ppm
みかん	0.2ppm
なつみかんの果実全体	0.2ppm
レモン	0.2ppm
オレンジ	0.2ppm
グレープフルーツ	0.2ppm
ライム	0.2ppm
その他のかんきつ類果実	0.2ppm
りんご	0.2ppm
日本なし	0.2ppm
西洋なし	0.1ppm
マルメロ	0.1ppm
びわ	0.2ppm
もも	0.2ppm
ネクタリン	0.1ppm
あんず	0.3ppm
すもも	0.1ppm
うめ	0.3ppm
おうとう	0.3ppm
いちご	0.5ppm
ラズベリー	0.1ppm
ブラックベリー	0.1ppm
ブルーベリー	0.1ppm
クランベリー	0.1ppm
ハックルベリー	0.1ppm
その他のベリー類果実	0.1ppm
ぶどう	0.2ppm
かき	0.1ppm
バナナ	0.2ppm
キウイ	0.2ppm
<u>パパイヤ</u>	0.1ppm
<u>アボカド</u>	0.1ppm
<u>パイナップル</u>	0.1ppm
<u>グアバ</u>	0.1ppm
<u>マンゴー</u>	0.1ppm
<u>パッションフルーツ</u>	0.1ppm
なつめやし	0.1ppm
その他の果実	0.2ppm

えだまめ	0.20ppm
<u>マッシュルーム</u>	0.50ppm
みかん	0.30ppm
なつみかんの果実全体	0.30ppm
レモン	0.30ppm
オレンジ	0.30ppm
グレープフルーツ	0.30ppm
ライム	0.30ppm
その他のかんきつ類果実	0.30ppm
りんご	0.30ppm
日本なし	0.30ppm
西洋なし	0.30ppm
マルメロ	0.05ppm
びわ	0.30ppm
もも	0.30ppm
ネクタリン	0.05ppm
あんず	0.05ppm
すもも	0.05ppm
うめ	0.30ppm
おうとう	0.30ppm
いちご	0.30ppm
ラズベリー	0.10ppm
ブラックベリー	0.10ppm
ブルーベリー	0.10ppm
クランベリー	0.10ppm
ハックルベリー	0.10ppm
その他のベリー類果実	0.10ppm
ぶどう	0.30ppm
かき	0.30ppm
バナナ	0.20ppm
キウイ	0.05ppm
その他の果実	0.50ppm

ひまわりの種子	5 ppm
綿実	4 ppm
なたね	5 ppm
ぎんなん	0.1ppm
くり	0.2ppm
ペカン	0.1ppm
アーモンド	0.1ppm
くるみ	0.1ppm
その他のナッツ類	0.1ppm
茶	0.3ppm
その他のスパイス	0.5ppm
その他のハーブ	0.5ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.4ppm
豚の脂肪	0.4ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4ppm
牛の肝臓	6 ppm
豚の肝臓	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6 ppm
牛の腎臓	4 ppm
豚の腎臓	4 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4 ppm
牛の食用部分	6 ppm
豚の食用部分	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6 ppm
乳	0.02ppm
鶏の筋肉	0.05ppm
その他の家きんの筋肉	0.05ppm
鶏の脂肪	0.05ppm
その他の家きんの脂肪	0.05ppm
鶏の肝臓	0.1ppm
その他の家きんの肝臓	0.1ppm
鶏の腎臓	0.5ppm
その他の家きんの腎臓	0.5ppm
鶏の食用部分	0.1ppm
その他の家きんの食用部分	0.1ppm
鶏の卵	0.05ppm

ひまわりの種子	5.0ppm
なたね	5.0ppm
ぎんなん	0.10ppm
くり	0.30ppm
ペカン	0.10ppm
アーモンド	0.10ppm
くるみ	0.10ppm
その他のナッツ類	0.10ppm
茶	0.50ppm

	その他の家きんの卵 ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。） なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
酸化フェンブタスズ	(略)	(略)	酸化フェンブタスズ	(略)	(略)
シアゾファミド	小麦 大豆 小豆類 ばれいしよ だいこん類の根 だいこん類の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 はくさい キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 レタス たまねぎ ねぎ わけぎ その他のゆり科野菜 にんじん みつば トマト ピーマン なす	0.05ppm 0.3ppm 0.1ppm 0.05ppm 0.05ppm 10ppm 0.3ppm 20ppm 2ppm 0.7ppm 15ppm 15ppm 10ppm 3ppm 1ppm 15ppm 10ppm 0.05ppm 2ppm 5ppm 3ppm 0.09ppm 10ppm 2ppm 1ppm 0.5ppm	シアゾファミド	小麦 大豆 小豆類 ばれいしよ だいこん類の根 だいこん類の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 はくさい キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 レタス たまねぎ ねぎ わけぎ その他のゆり科野菜 みつば トマト ピーマン なす	0.05ppm 0.3ppm 0.1ppm 0.05ppm 0.05ppm 10ppm 0.3ppm 20ppm 1ppm 0.05ppm 15ppm 15ppm 10ppm 3ppm 1ppm 15ppm 10ppm 0.05ppm 2ppm 5ppm 3ppm 10ppm 2ppm 1ppm 0.5ppm

その他のなす科野菜	2 ppm
きゅうり	0.7ppm
かぼちゃ	0.1ppm
しろうり	0.1ppm
すいか	0.05ppm
メロン類果実	0.05ppm
まくわうり	0.1ppm
その他のうり科野菜	0.1ppm
ほうれんそう	25ppm
しょうが	3 ppm
えだまめ	5 ppm
その他の野菜	10ppm
みかん	0.7ppm
なつみかんの果実全体	2 ppm
レモン	5 ppm
オレンジ	5 ppm
グレープフルーツ	5 ppm
ライム	5 ppm
その他のかんきつ類果実	5 ppm
いちご	0.7ppm
ぶどう	10ppm
パパイア	0.5ppm
その他の果実	1 ppm
その他のスパイス	10ppm
その他のハーブ	15ppm
(略)	(略)

その他のなす科野菜	2 ppm
きゅうり	0.7ppm
かぼちゃ	0.1ppm
しろうり	0.1ppm
すいか	0.05ppm
メロン類果実	0.05ppm
まくわうり	0.1ppm
その他のうり科野菜	0.1ppm
ほうれんそう	25ppm
しょうが	3 ppm
えだまめ	5 ppm
その他の野菜	10ppm
みかん	0.7ppm
なつみかんの果実全体	2 ppm
レモン	5 ppm
オレンジ	5 ppm
グレープフルーツ	5 ppm
ライム	5 ppm
その他のかんきつ類果実	5 ppm
いちご	0.7ppm
ぶどう	10ppm
その他の果実	1 ppm
その他のスパイス	10ppm
その他のハーブ	15ppm
(略)	(略)

(2)~(11) (略)

7

(1)食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
グリホサート	(略)	(略)

(2)~(11) (略)

7

(1)食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
グリホサート	(略)	(略)
グルホシネート	オクラ その他の野菜	0.1ppm 0.05ppm

パパイア	0.05ppm
アボカド	0.05ppm
パイナップル	0.05ppm
グアバ	0.05ppm
マンゴー	0.05ppm
パッションフルーツ	0.05ppm
綿実	4 ppm
コーヒー豆	0.05ppm
その他のスパイス	3 ppm
その他のハーブ	0.5ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.4ppm
豚の脂肪	0.4ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4ppm
牛の肝臓	0.1ppm
豚の肝臓	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
牛の腎臓	0.1ppm
豚の腎臓	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
牛の食用部分	0.1ppm
豚の食用部分	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
乳	0.02ppm
鶏の筋肉	0.05ppm
その他の家きんの筋肉	0.05ppm
鶏の脂肪	0.2ppm
その他の家きんの脂肪	0.2ppm
鶏の肝臓	0.1ppm
その他の家きんの肝臓	0.1ppm
鶏の腎臓	0.1ppm
その他の家きんの腎臓	0.1ppm
鶏の食用部分	0.1ppm
その他の家きんの食用部分	0.1ppm
鶏の卵	0.05ppm
その他の家きんの卵	0.05ppm

(略) (略) (略)

(2)~(9) (略)

8
9

食品(6の(1)の表の第2欄及び7の(1)の表の第2欄に掲げる食品を除く。)に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
グリホサート	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

10~11 (略)

第2 添加物

A、B (略)

C 試薬・試液等

(略)

1~10 (略)

11 参照赤外吸収スペクトル

(略)

2 - エチル - 5 - メチルピラジン (略)

5 - エチル - 2 - メチルピリジン (略)

(略)

2, 6 - ジメチルピラジン (略)

2, 6 - ジメチルピリジン (略)

(略)

(略) (略) (略)

(2)~(9) (略)

8
9

食品(6の(1)の表の第2欄及び7の(1)の表の第2欄に掲げる食品を除く。)に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
グリホサート	(略)	(略)
グルホシネート	ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。) なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油, なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05ppm 0.05ppm
(略)	(略)	(略)

10~11 (略)

第2 添加物

A、B (略)

C 試薬・試液等

(略)

1~10 (略)

11 参照赤外吸収スペクトル

(略)

2 - エチル - 5 - メチルピラジン (略)

(略)

2, 6 - ジメチルピラジン (略)

(略)

D 成分規格・保存基準各条

(略)

2 - エチル - 5 - メチルピラジン (略)

5 - エチル - 2 - メチルピリジン

5 - Ethyl - 2 - methylpyridine

$C_8H_{11}N$ 分子量 121.18

5 - Ethyl - 2 - methylpyridine [104 - 90 - 5]

含 量 本品は、5 - エチル - 2 - メチルピリジン ($C_8H_{11}N$) 96.5%以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.495 \sim 1.502$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.917 \sim 0.923$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

(略)

2, 6 - ジメチルピラジン (略)

2, 6 - ジメチルピリジン

2, 6 - Dimethylpyridine

C_7H_9N 分子量 107.15

2, 6 - Dimethylpyridine [108 - 48 - 5]

含 量 本品は、2, 6 - ジメチルピリジン (C_7H_9N) 98.5%以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.495 \sim 1.501$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.917 \sim 0.923$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

(略)

E (略)

F 使用基準

D 成分規格・保存基準各条

(略)

2 - エチル - 5 - メチルピラジン (略)

(略)

2, 6 - ジメチルピラジン (略)

(略)

E (略)

F 使用基準

<p>(略)</p> <p>2 - エチル - 5 - メチルピラジン (略)</p> <p><u>5 - エチル - 2 - メチルピリジン</u></p> <p><u>5 - エチル - 2 - メチルピリジンは、着香の目的以外に使用してはならない。</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 - エチル - 5 - メチルピラジン (略)</p>
<p>(略)</p> <p>2, 6 - ジメチルピラジン (略)</p> <p><u>2, 6 - ジメチルピリジン</u></p> <p><u>2, 6 - ジメチルピリジンは、着香の目的以外に使用してはならない。</u></p>	<p>(略)</p> <p>2, 6 - ジメチルピラジン (略)</p>
<p>(略)</p> <p>第3 ~ 第5 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3 ~ 第5 (略)</p>